

## 論点検討資料（情報共有）（案）

## 【条例素案（たたき台）】

## （情報の共有）

第〇条 市は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報共有に努めなければならない。

2 執行機関は、市民参画および協働の実効性を確保するため、市民との情報の共有に係る手法の整備を図らなければならない。

## （政策形成過程の透明化）

第〇条 市は、市民に対し、市政に関する政策形成過程の情報を明らかにするよう努めるものとする。

## （情報公開）

第〇条 市は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を原則として公開しなければならない。

## （個人情報の保護）

第〇条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利について、適切な措置を講じなければならない。

(説明責任および応答責任)

第〇条 執行機関は、施策について、その立案、実施および評価の各段階において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応するよう努めなければならない。

## 【市民委員会の提言】

### 3 市民主権と協働

#### ▪ 市民の知る権利

- ・市民には，市政運営に関する情報について，知る権利があります。
- ・行政は，市政運営に関する情報について，政策形成過程の段階もできる限り公開します。

#### ▪ 情報公開制度

- ・行政は，市政運営に関する市民の知る権利を保障し，行政文書をはじめとする市政情報の公開を公正かつ適正に進めます。

#### ▪ 個人情報保護制度

- ・行政は，個人情報の重要性を認識し，その収集や利用，提供について適正に取り扱います。

### 4 行政の役割と責務

#### ▪ 要望・苦情への対応

- ・行政は，市民からの要望・苦情に対して，速やかに誠実に対応します。

#### ▪ 行政の説明責任

- ・行政は，市政運営に関する情報について，市民に分かりやすく説明します。

## 【論 点】

### 1 情報の共有

- (1) 何の情報を提供するか。
- (2) どのように情報を提供するか。
- (3) 情報共有の手法の整備を盛り込むか。

### 2 政策形成過程の情報共有

市民委員会の提言にある「政策形成過程の段階もできるだけ公開します」について、どう盛り込むか。

### 3 情報公開

附属機関等の会議の公開について

### 4 個人情報の保護

市民の個人情報の開示，訂正等を請求する権利について

### 5 説明責任および応答責任

説明責任，応答責任について，情報共有の項目として盛り込むか，自治運営の基本的事項の項目として盛り込むか。

【条文比較表（情報共有）】

	札幌市自治基本条例 (H19. 4. 1施行)	帯広市まちづくり基本条例 (H19. 4. 1施行)	丸亀市自治基本条例 (H18. 4. 1施行)	名張市自治基本条例 (H18. 1. 1施行)	川崎市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)	伊賀市自治基本条例 (H16. 12. 24施行)
情報共有	<p>第6章 基本原則によるまちづくりの推進</p> <p>第2節 情報共有の推進 (情報公開)</p> <p>第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。 (情報提供)</p> <p>第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するように努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。 (個人情報の保護)</p> <p>第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>	<p>第4章 情報共有 (情報提供)</p> <p>第12条 市は、市民生活及びまちづくりに必要な情報を適切かつわかりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、必要な情報は自ら収集するように努めるものとする。 (情報公開)</p> <p>第13条 市は、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。 (説明責任)</p> <p>第14条 市は、市の実施する施策について、市民にわかりやすく説明しなければならない。</p> <p>2 市は、市民からの意見や質問に対し迅速かつ適切に対応しなければならない。</p>	<p>第6章 情報の共有 (情報の公開及び共有)</p> <p>第14条 市は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた市政を実現するため、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民との情報の共有に努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。 (個人情報の保護)</p> <p>第15条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>第8章 市政運営の原則 (説明責任及び応答責任)</p> <p>第23条 市長等は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民から提示された意見等に対し、速やかに回答するとともに、公表しなければならない。</p>	<p>第5章 情報共有 (情報共有)</p> <p>第11条 市は、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。 (情報公開)</p> <p>第12条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。 (個人情報保護)</p> <p>第13条 市は、市民の基本的人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。 (説明責任)</p> <p>第14条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。 (要望等への対応)</p> <p>第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。</p> <p>2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等</p> <p>第1節 情報共有による自治運営 (情報提供)</p> <p>第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。</p> <p>2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。 (情報公開)</p> <p>第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。</p> <p>2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。 (個人情報保護)</p> <p>第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。</p> <p>2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。</p> <p>3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。 (会議公開)</p> <p>第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。 (情報共有の手法等の整備)</p> <p>第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。</p>	<p>第2章 情報の共有 (情報共有の原則)</p> <p>第6条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。 (情報への権利)</p> <p>第7条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。 (意思決定過程の情報共有)</p> <p>第8条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。 (情報共有のための制度)</p> <p>第9条 市は、その有する情報を原則として公開しなければならない。</p> <p>2 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。</p> <p>3 前2項に関することは、別に定める。 (情報の収集及び管理)</p> <p>第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。</p> <p>2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。 (個人情報の保護)</p> <p>第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項に関することは、別に定める。</p>